

産業廃棄物処分業許可証

住 所 札幌市中央区北1条東12丁目22番地
 名 称 北海道ロードメンテナンス 株式会社
 代表取締役 米野 孝之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証します。

札幌市長 秋 元 克 広



許可の年月日 平成28年 1月17日
 許可の有効年月日 令和 3年 1月16日

1 事業の範囲（一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

(1) 天日乾燥

ア 汚泥

(石綿含有産業廃棄物であるものを除く。)

2 事業の用に供する施設

種 類	設 置 場 所	設置年月日	処理能力
天日乾燥	西区発寒15条12丁目1番25号	平成14年9月25日	3m ³ /日

3 許可の条件
無

4 許可の更新又は変更の状況

平成 8年 1月17日 新規許可
 平成13年 1月17日 更新許可
 平成18年 1月17日 更新許可
 平成23年 1月17日 更新許可
 平成28年 1月17日 更新許可

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無
無

書換交付

令和2年7月1日

事由

代表者の変更

※ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、札幌市（訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。